

高松市新型インフルエンザ対応マニュアルの概要

1 はじめに

今日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人への感染の可能性が高まっている中、平成21年4月、豚インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生した。

このため、平成18年5月に策定したマニュアルを全面的に改定した本マニュアルは、本市の新型インフルエンザ対策行動計画と位置づけ、各種対策については、強毒性および弱毒性の双方に対応するが、発生したウイルスの感染力や毒性などの特徴を踏まえ、国・県の動向や症例等を見極めながら柔軟に対応を図るものとする。

2 流行規模および被害の想定

ア 高病原性鳥インフルエンザ等強毒性の場合

- ・国行動計画および県行動計画を基に推計
- ・全人口の25%が罹患、入院患者および死者数はスペインかぜ（致死率2.0%）と同程度とした場合

項目	全国	香川県	高松市
医療機関受診者数	約2,500万人	約196,000人	約82,000人
入院患者数	約200万人	約15,700人	約6,600人
死亡者数	約64万人	約5,000人	約2,100人

イ 新型インフルエンザ（A/H1N1）等弱毒性の場合

- ・厚生労働省の「流行のシナリオ」を基に推計
- ・発病者は人口の20%、入院率1.5%、重症化率0.15%

項目	全国	香川県	高松市
発症者数	約2,500万人	約200,000人	約84,000人
入院患者数	約38万人	約3,000人	約1,300人
重症者数	約38,000人	約300人	約130人

3 対策の基本方針

次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- ① 市内での感染拡大を阻止し、健康被害を最小限に抑える。
- ② 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

4 対策推進のための役割分担

役割分担	主な役割
市	本マニュアルに基づき、県や関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた対策を弾力的に実施する。
市民	国・県・市による広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、感染予防を行い、食料品・生活必需品等の備蓄や、外出自粛など感染拡大防止に努める。
医療機関	市医師会や郡医師会は、県や県医師会と協力し、医療機関や医療機関への受診者への情報提供および感染予防のための普及啓発に努める。医療機関は、新型インフルエンザ患者の受入れなど必要な体制を整える。
社会機能維持者	公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザ発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう業務継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施の準備を行う。
一般の事業者	新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から不急の事業を縮小することが望まれる。

5 危機管理体制

【海外発生期】：「高松市新型インフルエンザ対策幹事会」（幹事長：健康福祉部長）を開催し、国内発生に備え各種対策を要請

【国内発生期以降】：「高松市新型インフルエンザ対策本部」（本部長：市長）を設置し、県・市内発生に備え各種対策を要請

6 発生段階と主な対策

発生段階		目的・対策
0 前段階	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集と体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画の策定, 各種体制の整備
I 第一段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ●国内発生に備えた体制の整備
II 第二段階	国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ●県・市内での感染拡大防止 ●県・市内発生に備えた体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱電話相談センターの設置 ・強毒性の場合は発熱外来の設置, 弱毒性の場合は, 原則すべての医療機関で受診
III 第三段階	県・市内発生早期 ↓ 感染拡大期 ↓ まん延期 ↓ 回復期	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大を阻止し, 健康被害を最小限に抑える。 ●医療機能, 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。 <p>【県・市内発生早期～感染拡大期】</p> <p>強毒性の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民に対し, 外出自粛の要請, 食料・生活必需品の備蓄勧奨 ②患者の入院措置, 濃厚接触者の外出自粛 ③社会機能の維持に関わる事業者に対し, 事業継続に向けた取組みを要請 ④集会・イベントの開催自粛, 集客施設の臨時休業を要請 ⑤社会福祉施設のうち, 入所施設については, 運営を継続しながら施設内での感染予防策の徹底, 通所施設については, 業務の休止または縮小を要請 ⑥在宅要援護者については, 地域の流通状況等, 状況に応じた支援を実施 ⑦学校・保育施設の臨時休業 <p>弱毒性の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民に対し, 外出自粛の要請は行わないが, 感染防止に努めるよう注意喚起 ②患者は原則自宅療養, 重症者は感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受け入れる。濃厚接触者に対し, 感染拡大防止行動の協力要請 ③事業者に対し, 職場での感染防止策を講じることを検討するよう要請 ④集会・イベントおよび集客施設については, 一律に開催や運営の自粛要請は行わないが, 必要に応じ感染拡大防止策を講じるよう要請 ⑤社会福祉施設については, 施設内で感染拡大防止策を講じるよう要請。通所施設で患者が発生したときは, 必要に応じ利用自粛を要請 ⑥在宅要援護者については, 新型インフルエンザ発生状況等により必要に応じ対応 ⑦学校・保育施設については, 患者が発生した施設に対し, 必要に応じ臨時休業や, 登所・登園の自粛を要請 <p>【まん延期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症者のうち軽症者は自宅療養とし, 重症者については, 入院治療とする。
IV 第四段階	県内小康期	<ul style="list-style-type: none"> ●社会機能の回復を図り, 流行の第二波に備える。

※毒性が不明の場合は, 強毒性で対応する。